

医療保障制度（フランス）

出典

International Profiles of Health Care Systems 2020

医療保障制度の概要

- 法定制度として職域ごとに強制加入の多数の制度があり、各職域保険の管理運営機構として金庫（Caisse）が設置されている。
- 一般制度に国民の93%が加入している。
- 強制適用の各制度の対象にならないフランス人及び外国人は2000年1月から実施されている普遍的医療カバレッジ（給付）制度の対象になるため、現在では国民の99%が保険制度でカバーされている。
- フランスには地域保険がないため、退職後も就労時に加入していた職域保険に加入し続けることになる。
- **政府の役割**
 - 過去20年間で、州は議会によって確立された全体的な枠組みに基づいて、医療支出の75%を規制している。
 - 中央政府は、様々なセクター（病院、外来ケア、精神保健、障害者サービス）及び地域に予算支出を割り当てる。

公的医療保険と民間医療保険

公的医療保険の役割

- ・総医療費はGDPの11.5%(2017年)。うち77%を公的保険がカバー。
- ・給与税は資金の53%を納め、雇用者が80%、従業員が残りを負担。実際の給与から計算され上限が設けられている。
- ・所得税が資金の34%を占めている。
- ・タバコ、アルコール、製薬会社、任意医療保険会社への課税が12%を占める。
- ・州からの補助金は資金の1%を占める。
- ・失業者は解雇後1年間は雇用主の健康保険制度と公的医療保険でカバー。

民間医療保険の役割

- ・民間医療保険の財政は総医療費の13.5%。ほとんどの任意医療保険は補完的なもの。主に非営利団体などから提供される。民間の営利企業は補足的、補完的な健康保険の両方を提供し人口の95%が任意医療保険に加入。

出典：International Profiles of Health Care Systems 2020

公的医療保険の給付

- ・公的医療保険の給付内容は、社会情勢、衛生、女性の権利、公的医療保険の資金によって国レベルで定義されており、これらは全国健康保険基金連合 (UNCAM) の下にグループ化されている。
 - ・病院でのケア、リハビリテーションまたは理学療法施設での治療、一般開業医、専門医、歯科医師、理学療法士、助産師による外来治療、マタニティケアサービス、新生児ケアと4歳までの子供の予防医療、医師によって処方され、研究所およびパラメディカルの専門家によって実施される診断サービス、処方薬、耐久性のある器具を含む払い戻しが承認された医療機器、処方されたヘルスケア関連の交通手段と在宅ケアが給付対象。
 - ・長期ホスピスとメンタルヘルスケアを部分的にカバーし、ビジョンケア、補聴器、デンタルケアの最小限の補償を提供。
 - ・予防医療の適用範囲は限られているが、予防接種、マンモグラフィー、結腸直腸がんのスクリーニングなどの優先サービス、および子供や低所得層の予防ケアには全額が払い戻される。
 - ・医療専門家の監督下にある注射は、特に脆弱な薬物中毒者の治療のために 2015 年に合法化された。これらは 2021 年まで公的医療保険で完全にカバーされる。

出典：International Profiles of Health Care Systems 2020

医療費の患者負担

- 医療費は1ユーロの負担義務。
加えて**30%**の患者負担。かかりつけ医を通さない場合**70%**の負担。
- 薬剤費は一箱当たり**0.5ユーロ**の負担義務。
加えて効果的な薬の場合は全額保障され自己負担分はない。
他の薬の場合は治療上の価値に応じて**15%~100%**の患者負担。
- 医療費及び薬剤費の負担義務、患者負担額上限はどちらも無い。
- 義務免除となる例外あり。（例：**16歳未満**の者）
- 患者負担の免除あり。（長期高額疾病患者や低所得高齢者など）
- 入院費は**20%**の患者負担。（入院後**31日間**にのみ適用）
- 歯科・眼科の負担率は高い。

医療保障制度のまとめ

• 医療保障制度の概要

- 強制加入の制度が多数あり、一般制度に国民93%が加入している。強制適用の各制度の対象にならない人への制度もあるため国民の99%がカバーされている。

• 公的医療保険と民間医療保険

- 総医療費のうち77%を公的保険がカバー。資金のうち給与税は53%、所得税が34%、煙草・アルコール・製薬会社・任意医療保険会社への課税が12%、州からの補助金が1%を占めている。
- 民間医療保険の財政は総医療費の13.5%

• 公的医療保険の給付

- 給付内容は、社会情勢、衛生、女性の権利、公的医療保険の資金によって国レベルで定義されており、これらは全国健康保険基金連合（UNCAM）の下にグループ化されている。

• 医療費の患者負担

- 負担義務があるものが多いが負担免除の例外もある。